破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１０４号

福島県いわき市永崎字町田74番地　下神白団地５号棟305、住民票上の住所福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前21番地
債務者　小島　善博
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　剛志
4　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第５６号

大阪府堺市北区新金岡町３丁１番19―201、住民票上の住所三重県津市広明町231番地28
債務者　前野　智純
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６２号

三重県津市白塚町5238番地１
債務者　野呂　尚好
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５６号

青森県むつ市大字奥内字大室平91番１号　福祉ホームたんぽぽ、住民票上の住所青森県むつ市新町21番３号
債務者　福島　俊彦
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　　直
4　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７０号

埼玉県八潮市大字二丁目1154番地１　ベルウッドＣ201
債務者　佐藤　　仁
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２７号

島根県安来市安来町1524番地
債務者　原田　和子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峠田　晃宏
4　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２３号

北海道岩見沢市６条西４丁目２番地32
債務者　牛崎　　孝
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第４４号

神奈川県横須賀市長浦町４丁目74番地
債務者　井上　孝司
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　和之
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１３６号

静岡県浜松市中区葵東２丁目26番30号　ヴァンティアンⅡ　102号、前住所静岡県浜松市北区新都田５丁目21番18号
債務者　鈴木　久史
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原里夏
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３号

静岡県熱海市林ガ丘町12―７、住民票上の住所静岡県沼津市東熊堂23番地の１
債務者　竹谷　　貢
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　　功
4　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第４号

静岡県熱海市林ガ丘町12―７、住民票上の住所静岡県沼津市東熊堂23番地の１
債務者　竹谷　美佐
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　　功
4　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号

神奈川県横須賀市久里浜７丁目19番10号
債務者　鈴木　照代
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康裕
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第５６号

神奈川県横須賀市久里浜７丁目19番10号
債務者　鈴木　章仁
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康裕
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第３３号

神奈川県横須賀市根岸町３丁目15番１―501号
債務者　牧野　哲也
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　破産債権の届出期間　平成30年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部